

令和4年4月26日

保護者の皆様

大野城市教育委員会

## 自然災害等への対応について

穀雨の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のことと拝察いたします。また、日頃より本市教育活動に対し、ご支援とご協力をいただき心から感謝申し上げます。

さて、本年度も大雨や台風飛来、予期せぬ自然災害発生に対して、学校としては、緊急かつ柔軟な対応に備えておく必要があります。対応にあたっては、子どもたちの安全な登下校を第一に考えるとともに、学校（市校長会）と大野城市教育委員会及び市危機管理課、市災害対策本部との密接な連携の下で、子どもたちの命と安全を守ることを最優先に、適切かつ迅速に対応していきます。

保護者の皆様には、今後予想される対応についてあらかじめご理解をいただき、各ご家庭におきましても災害への準備とお心づもりをお願いいたします。

裏面に、「臨時休校」の判断に関する通知を載せておりますので、ご参照ください。

■問合せ

大野城市教育委員会教育支援課

092-501-2211（代表）

## 「臨時休校」の判断時間及び判断基準について

令和2年7月7日改定  
大野城市教育委員会

※ 警報とは（気象庁ホームページから）

大雨(特別)警報、洪水警報、暴風(特別)警報、暴風雪(特別)警報、大雪(特別)警報

| 1 【二日前から前日】            |                                                                          |                           |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 判断時間                   | 判断基準                                                                     | 協議方法                      |
| 二日前から前日                | ・ 上記警報のいずれも発令されていないが、雨・風・雪等の天候状況や交通機関の運行状況により、危険性がある場合、臨時休校とする。          | ・ 教育委員会・校長会が危機管理課と協議の上、決定 |
| 2 【当日】                 |                                                                          |                           |
| 午前6時00分                | ・ 上記警報のいずれか1つでも発令された場合、臨時休校とする。                                          | ・ 教育委員会・校長会が危機管理課と協議の上、決定 |
| 午前6時00分                | ・ 上記警報のいずれも発令されていないが、雨・風・雪等の天候状況や交通機関の運行状況により登校時の危険性がある場合、臨時休校とする。       | ・ 教育委員会・校長会が危機管理課と協議の上、決定 |
| 登校後に、警報が発令された場合        | ・ 上記警報のいずれかが1つでも発令された場合は引き渡しを行う。または、 <u>地域の実情に応じた下校方法を学校と教育委員会で検討する。</u> | ・ 教育委員会・校長会が危機管理課と協議の上、決定 |
| 3 地震の場合                |                                                                          |                           |
| 17時から<br>24時までに<br>発生  | ・ 「震度5弱以上」の地震が起きた場合、翌日を臨時休校とする。                                          | ・ 教育委員会・校長会が危機管理課と協議の上、決定 |
| 0時から<br>7時30分までに<br>発生 | ・ 「震度5弱以上」の地震が起きた場合、当日を臨時休校とする。                                          | ・ 教育委員会・校長会が危機管理課と協議の上、決定 |
| 登校中に地震が発生し学校に登校した場合    | ・ 原則として、保護者が迎えに来るまで、 <u>学校預かり。</u>                                       |                           |
| 在校中に地震が発生した場合          |                                                                          |                           |
| 下校中に地震が発生し学校に戻った場合     |                                                                          |                           |

### 4 その他

- 原則として、全小中学校を対象とした判断とするが、校区の地理的状況や気象状況で想定される災害が異なる場合、災害の程度が大きく異なる場合は、校長会等と協議を行う。
- 災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の指示に従う。

### 5 連絡方法

- 保護者・地域の方へ学校からのメールや学校のホームページで知らせる。